

平成 2 2 年度

事 業 報 告 書

 財団法人 **J K A**

## 目 次

### 本財団の概要

- 1．事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．主たる事務所及び従たる事務所の所在地・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3．役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴・・・・・・ 2
- 4．職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5．沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6．評議員会の構成員の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 事業の実施状況

#### 第1部 競輪に関する事業

- 1．競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、  
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2．競輪その他自転車競技に関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3．競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4．交付金の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

#### 第2部 オートレースに関する事業

- 1．オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、  
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2．オートレースに関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3．オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・・・ 18
- 4．交付金の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

#### 第3部 自転車、小型自動車その他機械工業の振興に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業

- 1．平成22年度補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2．平成23年度補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3．過年度補助事業に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4．補助事業内容の公表及び評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

#### 第4部 本財団の組織に関する事業

- 1．組織機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2．公益法人制度改革への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

# 平成22年度事業報告書

## 本財団の概要

### 1. 事業内容

競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、競輪及び小型自動車競走の振興のため必要な業務を行い、併せて、自転車、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図り、もって社会・文化の向上発展に寄与する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (2) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (3) 競輪の検車員、先頭固定競走の先頭誘導選手及び競輪に使用する自転車の部品並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の部品の認定を行うこと。
- (4) 選手及び自転車又は小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他の競輪又は小型自動車競走の実施方法を定めること。
- (5) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (6) 審判員、選手その他の競輪又は小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (7) 開催執務員及び選手の褒賞を行うこと。
- (8) 自転車、小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (9) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (10) 競輪及び小型自動車競走の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整を行うこと。
- (11) 競輪その他自転車競技及び小型自動車競走に関する広報宣伝を行うこと。
- (12) 自転車競技法(昭和23年法律第209号)第16条第1項各号及び小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第20号第1項各号の規定による交付金の受入れを行うこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

### 2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

- (1) 主たる事務所  
〒102 - 8011 東京都千代田区六番町4番地6
- (2) 従たる事務所

(日本競輪学校) 〒410 - 2402 静岡県伊豆市大野1827番地

(オートレース事業所) 〒135-8072 東京都江東区有明三丁目4番地10号

### 3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴(平成23年3月31日現在)

役職	定数	氏名	任期	経歴
会長	1人	下重 暁子	H21.4.1 ~H23.3.31	作家
副会長	1人	石黒 正大	H21.4.1 ~H23.3.31	東京ガス(株)副社長執行役員 中小企業庁長官(最終官職)
専務理事	1人	石黒 正大 (兼任)	H21.4.1 ~H23.3.31	
理事	3人以上 7人以内	石川 義憲	H21.4.1 ~H23.3.31	地方職員共済組合理事(出向) (最終官職)
		平 柳 豊	H21.4.1 ~H23.3.31	日本自転車振興会機械工業振興部長
		久能木 慶治	H21.4.1 ~H23.3.31	原子力安全基盤機構企画部長(出向) (最終官職)
		福島 厚	H22.4.1 ~H23.3.31	(財)JKA総務グループ長
		笹部 俊雄	H22.4.1 ~H23.3.31	(財)JKA機械工業振興グループ長
		木村 耕太郎	H21.4.1 ~H23.3.31	(財)日本エネルギー経済研究所常務理事 経済産業研修所次長(最終官職)
		渡辺 恵次	H21.4.1 ~H23.3.31	ブリヂストンサイクル(株)代表取締役 会長
監事	2人以上	磯部 正昭	H21.4.1 ~H23.3.31	公認会計士
		中村 一巖	H21.4.1 ~H23.3.31	(社)全国競輪施行者協議会理事長

### 4. 職員数

240名(出向者、囑託等を除いて158名)(平成23年3月31日現在)

## 5 . 沿革

昭和23年11月	社団法人自転車振興会連合会（特殊法人日本自転車振興会の前身） 設立
昭和25年 8 月	社団法人全国小型自動車競走会連合会(特殊法人日本小型自動車振興会の前身)設立
昭和32年10月	特殊法人日本自転車振興会設立
昭和37年10月	特殊法人日本小型自動車振興会設立
平成19年 8 月	財団法人日本競輪財団設立
平成19年10月	特殊法人日本自転車振興会は解散し、競輪振興法人として指定を受けた財団法人日本競輪財団が特殊法人日本自転車振興会の業務等を承継するとともに財団法人日本自転車振興会に改称
平成20年 4 月	特殊法人日本小型自動車振興会は解散し、小型自動車競走振興法人として指定を受けた財団法人日本自転車振興会が特殊法人日本小型自動車振興会の業務等を承継するとともに財団法人 J K A に改称

## 6 . 評議員会の構成員の氏名（平成23年3月31日現在）

有馬真喜子	（N）UN Women国内委員会理事長
安西 孝之	（財）日本体育協会名誉会長
石黒 克巳	（株）毎日ビルディング顧問
今井 通子	（株）ル・ベルソー 代表取締役社長
大蔵 律子	平塚市長
島野 喜三	（社）自転車協会理事長
竹田 恆和	（財）日本オリンピック委員会会長
堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団理事長
松本 洋一郎	（社）日本機械学会会長
米長 邦雄	（社）日本将棋連盟会長

## 事業の実施状況

### 第1部 競輪に関する事業

#### 1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

##### (1) 魅力ある競走の提供

###### 女子ケイリン

平成21年度に引き続き、女子ケイリンワーキンググループにおいて、開催方式、競走種目等の導入に関する項目について検討を行ったが、女子ケイリンを柔軟且つ円滑に推進するために会議体を変更し、女子ケイリン検討委員会において検討を行い、その結果について競輪政策決定会議に報告した。

また、エキシビションのガールズケイリンを実施することにより、演出、使用機材等のテストケースとして女子ケイリンのシミュレーションを行うとともにバーチャル投票を実施することにより、お客様の投票性向なども調査した。

更に女子生徒の募集を開始するにあたり、インターネット上に特設サイトを設置するとともに、特設サイトを案内するバナー広告を掲載し、自転車競技層以外の者にも広く周知を行うとともに、自転車競技部がある学校並びにスポーツ強豪校の大学及び高校418校に対しガイド冊子を配布し、周知を行った。

###### 短期登録制度の実施

短期登録2年目選手5名に加え、新たに5名の外国人選手を登録し、平成22年4月から8月の間に競輪に出場させた。

また、韓国入選手の講習会及び資格検定を行い、15名の選手を登録し、日韓競輪の実施を予定していたが、東日本大震災の影響により予定していた開催が中止となった。

###### S級S班制度の浸透・定着

S級S班選手のインタビュー、ブログ及び動画の掲載を適宜実施するとともに、平成22年12月に選考された新S級S班選手によるポスター及びチラシを作成及び配布し、PRを実施した。

また、平成22年12月からの優遇措置等の是正(希望あっせんを欠場した場合のペナルティの強化、必須開催の撤廃、番組編成の際の均等編成の緩和等)及び平成23年12月からの人数の縮小(18名を9名に変更)を顧客満足度向上委員会において決定し、お客様のご意見を取り入れた制度の改善を行った。

#### わかりやすさの実現に向けた取組み

平成21年度第1回中央判定調整会議(平成22年3月24日持ち回り審議)で最終合意を得た新しい競技規則を平成22年6月30日を節初日とする競輪から導入した。

お客様に対する周知については、ポスター、チラシ、ルールブック等を製作し、平成22年6月1日より行った。審判員に対しては、平成22年5月より地区本部・支部ごとに説明会を実施し、選手に対しては、審判員への周知完了後、選手訓練日及び前検日において周知を図った。

概定番組については、お客様が勝ち上がりをイメージしやすいよう、3着までが上位格競走種目に進出するような形を目指しつつ、また番組編成員の裁量を拡大して車券予想のしやすい番組を提供できるよう、G、F及びFにおいて、従来のものに比べて種目を大きく集約・簡素化した番組を作成し、平成22年7月開催から適用した。

#### 魅力ある競走の研究

他公営競技の空白時間帯となる午後9時以降から実施するミッドナイト競輪の検討を行い、平成23年1月より実施に至った。「スピーディーなレース」というミッドナイト競輪の趣旨に沿った標準誘導タイムの設定、ネットユーザーやライトユーザーにも気軽に競輪を楽しんでいただけるよう軸のしっかりした興味ある番組編成が可能な概定番組の策定及びお客様の購入意欲が強まる番組が編成しやすい選手のあっせんを行った。また、実施にあわせて競輪が他公営競技に比べて遅れを取っているネット投票の加入者増のため、キャンペーンを実施して相乗効果を図った。

### (2) 情報提供の充実と利便性の向上

#### KEIRIN.JPの利便性の向上

利用者の要望や運用上の改善が必要な点を集約し、KEIRIN.JPの表示機能改善を行った。

- ・ KEIRIN.JPのリプレースに伴うポータリングとお客様要望、新規顧客獲得を目指した表示機能、新規コンテンツ等の開発
- ・ KEIRIN.JP ONアプリの対応機種追加
- ・ 一括精算時期指定機能、随時精算金額指定機能等精算方法に関する機能改善
- ・ ミッドナイト競輪、賭式選択等新規施策に対応する機能改善

#### 場外車券売場の設置推進

施行者及び設置者と協力し、地元調整、施行者の確定、土地・資金の確保、事

業計画の妥当性等条件の整った案件について設置許可取得までのサポートを行った。

( 3 ) 重勝式車券発売の充実

「KEIRIN.JP」を含む全ポータルサイトにおいて競輪場間で加算金を引き継ぐ重勝式賭式種別の発売を平成22年10月に実現するために開発を進め、平成22年11月9日にシステム移行を実施した。サービス開始は、一部事務組合設立後を予定しており、平成23年度中の稼働を目指している。

( 4 ) トータリゼータシステム ( T Z S ) 及び競技映像提供システムの効率化

車券の発売及び集計を行うトータリゼータシステムについて、統一的なシステムである次世代トータリゼータシステムへの移行に向けて、システム要件定義やスケジュール確認等を行い、順次システム移行を行っている。

また、インターネットによる競輪競走映像集配信システム(「KEIRIN.JPストリーム」)は、平成22年6月より試験配信を実施、平成22年10月末より本格稼働した。また、映像集配信の衛星網からIP網への変更は平成23年3月末に完了した。

( 5 ) 調査研究事業

競輪活性化のための調査研究

『顧客等要望調査の運営マニュアル』の改訂を行い、よりスムーズなアンケートの実施運営ができるようにするとともに、各関係団体の担当者と協力し、顧客アンケートを実施した。

また、車券売上の増進、新規顧客の創出及び競輪施行の合理化等に関する先進的なモデル事業を募集・選定し、その実施結果を調査・分析し、競輪施行に関する先進的なモデル事業として競輪施行者に情報提供することにより競輪事業の活性化を図った。

市場拡大のための調査研究

競輪を含めた自転車競技の市場拡大のため、競技場、競技場周辺、インターネット等を活用した市場の調査研究を行った。

( 6 ) 自転車競技者の裾野拡大とスター選手の育成

有望選手の発掘・育成

男子の自転車競技者向けに日本競輪学校の認知度アップ及び技能向上を目的として「2010日本競輪学校オープンキャンパス(男子トラックキャンプ)」を実施した。

また、(財)日本自転車競技連盟との共催で「GIRL S SUMMER CAMP 2010」を実施した。中学生から、エリートクラスまで63名が参加し、マスコミの注目を集め、多くのメディア露出があった。

第101回生徒募集については、各地のサイクルスポーツクラブ担当者、選手会支部等と協力し、自転車競技部がある学校並びにスポーツ強豪校の大学及び高校に対して、入学試験案内の送付を行った。

女子第1回生徒募集については、自転車競技部がある学校並びにスポーツ強豪校の大学及び高校に対して、ガイド冊子の送付を行った。

生徒に対しては、お客様が求めている強い先行選手の輩出を目標に乗り込みを重視した訓練を行うとともに、能力別に訓練班を編成して生徒の能力に見合った指導を行い、能力の高い生徒に対してはナショナルチームのトレーニング理論に基づいた訓練メニューを実施し、より一層のレベルアップを図った。

#### 自転車競技ジュニア層の育成拡大

(財)日本サイクルスポーツセンターと連携・協力し、自転車貸与事業を積極的に行い、地域の自転車環境の整備に努めた。

また、「2010日本競輪学校オープンキャンパス(男子トラックキャンプ)」の実施、「GIRL S SUMMER CAMP 2010」への協力、各種会議等の開催を通じ、自転車競技者層の拡大並びに自転車競技者及び指導者の競技力・指導力の向上に努めた。

#### 世界を目指す選手の強化事業への協力

平成22年8月にイタリアで行われたジュニアトラック世界選手権に在校中の100回生徒2名を派遣するなど、(財)日本自転車競技連盟の活動に積極的に協力した。また、オリンピック等に向けた強化を図るナショナルチーム合宿等に本校教官の派遣及び施設使用の協力を行った。

#### 250mトラック設置・活用計画の推進

(財)日本サイクルスポーツセンターが設置する日本初の屋内板張り250mトラックは、平成22年5月に予定通り着工した。着工後は、月1回行われる全体定例会議を通して、工事の進捗状況の確認を行い、またセンターと協力して完成後の利用計画の検討を行った。

#### 国際大会の誘致への協力

競輪をとりまく昨今の状況を鑑み、2014年の世界選手権招致は断念することとなった。一方250m板張りトラックが平成23年9月に完成する予定であることを踏まえ、ワールドカップや世界選手権のような大きな大会でなくても、そのテス

トケースとなるような国際大会の開催についての検討を行った。

## 2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

### (1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

有力メディアを活用したPR

・日本テレビ系全国ネットで「全日本選抜競輪決勝戦」及び「KEIRINGグランプリ」を放送した。

・日本テレビで「自転車百景」を放送した。

・テレビ朝日で「競輪祭決勝戦」を放送した。

・テレビ東京で「潤仁親王牌・世界選手権トーナメント決勝戦」及び「日本選手権競輪決勝戦」を放送した。

・マスコミ関係者17名を9月16日に松戸競輪場に招待し、競輪見学会を行った。

特別競輪の統一的PR

特別競輪等開催施行者等連絡会議で策定した「平成22年度特別競輪等広報宣伝事業計画」に基づき、統一PR事業を実施した。

また、同連絡会議において「平成23年度特別競輪等広報宣伝事業計画」を策定した。

効果的な広報宣伝事業

各局で競輪イメージCMを放送し、効果的・効率的なイメージの向上を図った。

新規施策の広報宣伝

・女子選手募集については、案内パンフレットを制作するとともに、インターネット上で日本競輪学校生徒募集告知を行った。

・ミッドナイト競輪については、新たなお客様層の興味喚起を図ることを主眼に実況中継番組を制作するとともに、インターネット上での開催告知等を行った。

・日韓対抗戦競輪については、開催地地元メディアとタイアップし、来場促進を主眼に事前PRを実施した（東日本大震災の影響により開催は中止）。

### (2) 自転車普及のためのPR

補助事業で行われている様々な自転車競技大会などをring!ring!ホームページ内のイベント情報コーナー、動画等で紹介し、自転車を活用した健康志向の生活、競技者層の拡大を促進した。

### 3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

#### (1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

##### 審判員の登録

登録については、新たに申請のあった者に対して学力(自転車競技法及び自転車競技法施行規則、競輪審判員・選手及び自転車登録規則、審判の要領等の審判員として必要な事項)、技能(特殊能検査、反応時間検査)及び人物検定(審判員としての心得等)による登録検定を実施し、合格した2名を登録した。

また、競輪審判員の登録更新検定を実施し、262名の登録を更新した。

(平成23年3月31日現在の登録審判員数 780名)

級別認定については、A級認定試験に合格した9名をA級審判員に、新たに審判員登録した2名の審判員をC級審判員に、それぞれ認定した。

(平成23年3月31日現在のA級審判員数 256名、B級審判員数 338名、C級審判員数 186名)

##### 選手の登録

登録については、身体検査(身体検査合格基準)、学力検査(自転車競技法及び自転車競技法施行規則、競輪審判員・選手及び自転車登録規則、自転車競走競技規則例、自転車の構造及び機能に関する理論等の選手として必要な事項)、技能検定(200、1,000メートル独走タイム、走行技能、自転車の整備技能)及び人物検定(競輪選手としての適格性の有無)による資格検定に合格した第97回生1名、第98回生69名、第99回生80名を登録した。また上記の資格検定を第100回生他2名の計68名に対し実施し66名が合格した(合格者は平成23年5月1日登録予定)。

さらに、短期登録選手制度に関する業務の方法の特例に関する規程による選手資格検定に合格した20名を短期登録選手として登録した。

登録更新(2年更新)については、申請のあった選手1,649名の登録を更新した。

登録の消除については、283名の登録を消除した。

(平成23年3月31日現在の登録選手数 3,327名)他短期登録選手20名

##### 自転車の登録

登録更新(3年更新)については、申請のあった「チクリ・キヨ・ミヤザワ」、「サイクルワークスムラヤマ」をはじめとして13件に対して「競走車安全基準」に基づいて審査を行い、登録更新した。

更に住所の変更等による登録証記載事項の変更等にも随時対応した。

(平成23年3月31日現在の登録自転車製造業者数 32)

## (2) 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

### 検車員の認定

認定については、新たに申請のあった者に対して身体検査(身体検査合格基準)、学力検査(競輪に関する法令に関する知識、自転車の検査に関する諸規則に関する知識・自転車の構造及び機能に関する知識等検車に必要な事項)及び技能検定(自転車の完成検査、自転車の分解及び組立、自転車の点検及び調整等)による認定試験を実施し、合格した5名を検車員に認定した。

また、14名の認定を取り消した。

(平成23年3月31日現在の認定検車員数 833名)

### 先頭誘導選手の認定

(財)日本自転車競技会が推薦した選手について、248名を新たに認定するとともに、1,176名の認定の更新と367名の認定の取消しを行った。(平成23年3月31日現在の先頭誘導選手数 2,393名)

### 自転車の部品の認定

新規認定については、申請のあった(株)ヨシガイの「ハブ」に対して、「競走車部品認定基準」に基づく書類審査を行い、新規に認定した。

また、認定の取消しについては、平成18年4月1日に施行した競走車部品の認定に関する要領により取消しの対象となった品目のうち、選手が申請した場合に限り当該部品の使用を認める使用者認定を行ってきたが、平成22年12月31日をもってすべての認定を取り消した。

(平成23年3月31日現在の認定部品数 76点)

## (3) 競輪の実施方法を定めることに関する事業

適正・円滑な競技運営を期するため、部門別に(財)自転車競技会実務担当者との改善研究会等を次のとおり行った。

### 審判業務

審判業務の適正・円滑な実施を図るため、平成22年6月30日を節初日とする競輪から適用する新しい競技規則の説明を(財)日本自転車競技会本部、地区本部、支部において行った。

### 選手管理業務

本年度は選手管理部門改善研究会を実施できなかったが、選手管理業務の適正・円滑な実施を図るため、約款の解釈などの問合せに関して随時対応し、また、新型インフルエンザの対応、食中毒注意喚起等の周知を徹底した。

#### 番組編成業務

平成22年7月からのG以下のグレードにおける概定番組全面変更に伴う番組編成の方法等に関して、各番組編成担当者へ十分な周知を行い、併せて個々の開催現場の実情を把握し、番組編成業務の適正・円滑な実施を図るため、地区ごとに番組編成部門連絡会を実施した。

#### 検車業務

検車業務の適正・円滑な実施を図るため、必要に応じてG開催場における検車委員との打合せを行った。なお、検車部門改善研究会については、競走車部品の認定に関する要領改正にともなう使用者認定が終了し、喫緊に検討が必要な事項が無かったことから、本年度は実施しなかった。

### (4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

#### 選手の出場あっせん

級班別人員数、評価点算定最低出走回数及び競輪の種類別節数の決定等、あっせんに関する事項を審議するため、出場選手あっせん委員会幹事会を開催した。

また、あっせん幹事会で最大競合節数が決定された後は、経済産業局ごとに実施される日取り調整会議に出席し、選手出場あっせんの状況についての助言を行い、各月の開催節数の調整を図った。

本年度については特に、選手共済制度の変更等により選手数が大幅減となったため、制度適用(平成22年10月)の前後の時期において、緊密に各関係団体と協議を重ね、開催運営に支障を来さないように対処すべく、級班別人員数等について慎重に決定を行った。

しかしながら、このような対応を行っても、22年後期末(平成22年12月)において、初日欠車等の非常事態が発生する可能性が高まったため、関係団体に働き掛け、第148回中央登録競輪選手制度改善委員会(平成22年10月19日開催)において、競合節数が多いF13節を11レース制で実施することを決定した。

なお、本年度末には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、年度内で合わせて52節が開催中止となったため、関係団体と連携し、これに対応した。

#### 選手の級班の決定

選手の級班については、31,786レース(平成22年1月~12月)行われた競走の中で各選手が取得する1着から9着に付与される競走得点に関し、審査期(6ヶ

月間)における各選手の付与状況を把握するとともに、競走中における身体損傷等を事象ごとに精査し、特例適用の有無を級班決定特例審査委員会において審議し、最終的に級班を決定する評価点を算出することにより審査期における級班を決定した。

#### (5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

##### 開催執務員の養成及び訓練

###### ア．養成

審判員養成については、通信教育により審判員資格を取得しようとする2名に対し、6ヶ月間の通信添削教育を中心に(日本競輪学校でのスクーリング等を含む)教育を行った。

###### イ．訓練

訓練については、該当者がいないため、実施しなかった。

##### 選手の養成及び訓練

###### ア．養成

養成については、日本競輪学校において、適正な競技技能、関連法規等の習熟及び教養教育を主眼とした教育を実施している。

平成21年11月25日に入学した第99回生徒76名(合格者75名、再履修者1名)、平成22年4月13日に入学した第100回生徒76名(合格者75名、再履修者1名)に対し、自転車実技、自転車の整備技術、体育、学科(関係法規、競輪選手として必要な知識、職業倫理及びスポーツの科学的理論等)の教育を実施し、第99回生は平成22年10月15日に82名(再履修により7名増員、卒業保留により1名減員)、第100回生は平成23年3月25日に66名(退学・停学・卒業保留により10名減員)が卒業した。

生徒の募集については、第101回、女子第1回生徒募集を実施した。第101回生徒の一般試験については、453名(技能361名、適性92名)の応募者を受け付け、第1次試験・第2次試験を実施し、36名の合格者を決定した。女子第1回生徒の一般試験については、47名(技能30名、適性17名)の応募者を受け付け、第1次試験・第2次試験を実施し、36名の合格者を決定した。

なお、第101回、女子第1回生徒共に特別選抜試験の応募者はいなかった。

###### イ．訓練

登録を更新する選手を対象に、失格及び落車事故の防止並びにモラルの向上を主眼に、競輪事業における選手の果たすべき責任と役割、競技秩序の確立、

競輪の公正安全の確保と選手に起因する事故の未然防止等についての教育指導を実施した。また、選手の技術の向上を中心に事故の未然防止を目的とした「技能訓練」等、(社)日本競輪選手会が実施する訓練に対し助成を行った。

#### (6) 選手の表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手、顕著な記録を達成した選手等延べ27名の表彰を行った。

##### 年間競走成績による表彰

平成22年の表彰選手の選考については、平成23年1月13日に開催された表彰選手選考委員会において、最優秀選手、優秀新人選手、特別敢闘選手等に該当する者について諮問し、同委員会の答申に基づき、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は平成23年2月16日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	都道府県
最優秀選手賞	村上 博幸	京都
優秀選手賞	村上 義弘	京都
	山崎 芳仁	福島
	市田佳寿浩	福井
優秀新人選手賞	深谷 知広	愛知
特別敢闘選手賞	武田 豊樹	茨城

##### 通算成績による表彰

##### ア. G 20回連続出場選手

G の種類ごとに連続出場した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

選手名	都道府県	G 名称	表彰
濱口 高彰 高木 隆弘	岐阜 神奈川	オールスター競輪	平成23年2月16日

##### イ. G 15回連続出場選手

G の種類ごとに連続出場した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

選手名	都道府県	G 名称	表彰
坂本 英一 岩見 潤 小嶋 敬二	栃木 三重 石川	日本選手権競輪	平成23年2月16日

阿部 康雄	新 潟	オールスター競輪	
小嶋 敬二	石 川	競輪祭	
伏見 俊昭	福 島		
小嶋 敬二	石 川	全日本選抜競輪	

#### ウ．ベスト・ナイン

オールスター競輪ファン投票において、上位9位までに選ばれた選手に対し、次のとおり表彰を行った。

順位	選手名	都道府県	得票数	表彰
1	村上 義弘	京 都	19,558	平成22年 9 月 1 日
2	武田 豊樹	茨 城	19,487	
3	伏見 俊昭	福 島	19,115	
4	平原 康多	埼 玉	18,200	
5	海老根恵太	千 葉	16,688	
6	山崎 芳仁	福 島	15,573	
7	村上 博幸	京 都	15,251	
8	坂本 亮馬	福 岡	11,573	
9	市田佳寿浩	静 岡	10,580	

#### エ．500勝選手

1着の回数が500回に達した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

選手名	都道府県	表彰
野口 悦宏	熊 本	平成22年10月17日 熊本競輪場
丸山 敏浩	埼 玉	平成22年 6 月29日 大宮競輪場
三浦 世二	東 京	平成22年 7 月10日 京王閣競輪場

#### (7) 事故防止と公正確保

29,857レース中における失格事象(1,113件)を中心にVTRに基づく検証を行うとともに、不適正競走(選手管理状況報告書の精査)について審査を行った結果、あっせん規制委員会においてあっせん停止(平成22年度適用7件)を、またあっせんをしない処置委員会においてあっせんをしない処置(平成22年度適用件数187件)を対象となる選手に対しそれぞれ講じた。

また、競輪開催時における不適正競走、競走外の非違行為等について、特に注意が必要と思われる選手に対し指導を行うとともに選手登録更新時における選手訓

練等を通じて事故防止の徹底を図った。

登録選手の身体検査については、平成21年度身体検査における不合格者はいなかったが、身体検査業務の諸問題の検討などを行うため、中央判定医師会議を開催した。

また、平成22年度身体検査を登録選手3,370名(平成22年12月17日現在、受検延期者等を除く。)を対象に、平成23年2月1日～3月31日の期間において実施した。

(8) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

(9) 自転車の部品等の安定的な供給・確保

本年度はスポークを調査対象とし、競走車部品認定基準に基づく強度試験および材質の成分分析を実施した。

#### 4. 交付金の受入れ

自転車競技法第16条第1項に基づき、競輪施行者から同項各号に掲げる交付金の受入れを行った。

なお、神奈川県競輪組合及び観音寺市は、同法第17条に基づき、交付金の交付期限を延長しているため、3号交付金のみの受入れを行った。また、弥彦村より交付金の交付期限を延長していた特例交付金の受入れを行った。

また、自転車競技法附則第2条第1項に基づき、施行者が前年度に行った事業で特定活性化事業として経済産業大臣の認定を受けた事業の費用について、当該施行者から提出された交付金還付申請書に基づき還付金の支払いを行った。

## 第2部 オートレースに関する事業

### 1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

#### (1) 魅力ある競走の提供

##### グレードレースの魅力向上

S G スーパースター王座決定戦については、20年度から実施している勝ち上がり方式に混雑防止・売上向上効果が見られることから、本年度も同様の勝ち上がりで実施した。

なお、第2次構造改革で平成23年度よりトップスターカップがG 格からG 格に変更となることから、スーパースターフェスタの開催方法について、検討を進めた。

また、共同通信社杯プレミアムカップは従来どおり年間2開催となったが、G 開催はA・Bの2種類を一本化することとなり、各場の番組担当者との企画内容及び選抜方法の検討を進めた。

##### 興味ある企画レースの実施

企画レースについては、購買単価向上に効果があるリベンジ戦を飯塚のG レースで実施したほか、飯塚ではナイターの最終レースでS級トップ選手と新人選手によるロングハンデ戦(110m)や新人選手によるオープン戦を実施した。

また、山陽では元旦を勝ち上がりから除外して企画レースとし、地区別、師弟対決、イケメン選抜、名人戦等趣向を凝らしたレースを実施したほか、伊勢崎で期別対抗戦、オール鈴木戦等、趣向を凝らしたレースを行った。

#### (2) 情報提供の充実と利便性の向上

##### 車券購入の利便性向上

お客様の利便性向上に資するため、電話投票発売締切時刻を発走の5分前から4分前に変更するシステム運用の変更を12月から行い、発売時間を延長した。

ジャパンネット銀行と提携した決済サービスでは、電話投票会員の拡充に資するため、PC及び携帯電話からの会員登録を行う際の顧客の労力軽減と誤入力を防止するため、銀行の顧客データを自動で取り込むサービスを平成23年4月から導入する予定である。

また、競技情報としてお客様のニーズの高い試走タイムについて、提供までの時間短縮を図るため、これまで競技系端末にて手入力していた試走タイムを発売合図機と直結し平成23年度の早期にオンライン化するための開発に着手した。

#### 場外車券売場の設置推進

地元調整、事業計画の妥当性等条件が整った案件について施行者及び設置者に協力し、計画中だった「オートレース川辺」の設置許可所得までのサポートを行った。

#### (3) 第2次構造改革の実施

売上減少により、施行者及び施行者業務包括受託会社の収支状況が極めて厳しい状態となり、重勝式車券の発売、ネット販売の強化等の売上向上策と開催日数、選手賞金の削減等の経費削減策を柱とした第2次構造改革を業界決定し、平成23年度から実施することとした。

#### (4) 重勝式車券の発売に向けた取組み

公営競技界で初となる、レース場を跨いで加算金を持ち越す方式での重勝式の早期導入のための各種調整を行い、平成23年4月からの発売開始に向けたすべての準備を年度内に完了させた。

発売システムに関しては、業界側のイニシャルコスト負担を必要としない売上実績に基づく利用料方式により調達を行った。

また、お客様に安心してご購入いただくために必要な重勝式発売の安定運用に関する業界指針制定、重勝式発売対象開催日程の調整及び重勝式車券の発売施行者となった伊勢崎市の関係規程整備のための準則となる統一運用指針の整備を行った。

## 2. オートレースに関する広報宣伝

### (1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

#### 新たなお客様の獲得

本年度は限られた予算をより効率的に投下するため、従来の地上波テレビスポットCMの放映及びイメージキャラクターの起用を行わず、イベント・キャンペーン中心の広報宣伝に移行し、様々な角度からオートレースの魅力を訴求していくよう取り組むよう方針を定め、SGオートレース開催時にレース場周辺の集客施設におけるイベント及びサーキット会場等におけるバイクイベントを積極的に実施した。

#### 情報提供の充実

オフィシャルホームページを初めて訪問したユーザーにも分かりやすいサイト構成となるよう、親しみやすいデザイン、投票ゲーム、オートTV等のビギナー向け新コンテンツの追加、ネット投票会員獲得増を図るための導線の改善を中心に、平成22年7月よりサイトリニューアルを行った。また、引き続きネットス

タジアムにおいて、出走表、オッズ、レース結果等のネット会員他ファン向けに充実した情報提供に努め、全レースライブ中継及びオンデマンド配信を実施した他、随時各レース場のイベント・企画等の最新情報をインフォメーションに掲載した。さらに、楽天(株)のサイトを活用し、同社のコラボによるネット投票キャンペーンを9月に実施したほか、引き続きグレードレースを中心にネット投票キャンペーンを積極的に実施した。

#### 選手を活用したイメージアップ

選手をメディアに露出することにより、オートレースを身近に感じてもらい新規ファン獲得につなげていくため、CM、オフィシャルHP動画コンテンツ等において若手選手を中心に積極手に起用してPRを行った。また、デビューすれば44年ぶりとなることで注目を集めている女子候補生のほか、第31期選手候補生を各メディアに露出を図った。

#### ファン感謝祭の実施

今年度においてもファンを多数招待し、「平成21年オートレース選手表彰式」に併せ、ファン感謝祭を実施し、MVPの有吉辰也選手他、受賞選手とファンとの交流に努めた。

### (2) 各場の活性化に資するPR

各場に担当者を配置する「オートレース活性化プロジェクトチーム」は、施行者と一体となった売上拡大施策、来場促進策等についての企画立案及び実施を通じてファンの拡大と囲い込みを図った。

具体的な取組として、新規ファン取り込みのためのレース場への観戦バスツアー及びバイクミーティング、託児サービス、クリスマスツリー点灯式、B級グルメフェスタ、グレードレース開催時におけるプロレス等のイベントを積極的に行ったほか、選手とファンの交流に資する場の提供に努めた。

また、更なるファンサービス向上に資するファン動向アンケート調査も実施した。

## 3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

### (1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

#### 審判員の登録

検定、登録については、審判員資格検定の申請があった10名に対して同検定を実施し、合格した10名を審判員として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する審判員23名のうち、登録更新の申請があった19名に対して登録更新検定を実施し、合格した19名の登録を更新し

た。

登録の消除については、審判員6名の登録を消除した。

#### 選手の登録

検定及び登録については、検定の実施がなく、登録はなかった。

登録更新については、登録有効期間が満了する選手271名から登録更新の申請があり、全員の登録を更新した。

登録の消除については、登録消除申請のあった者6名、競走の成績が不良であった者13名及び死亡した1名の合計20名の登録を消除した。

#### 競走車の登録

登録については、所有選手から競走車登録検査の申請があった241車に対して同検査を実施し、合格した241車を競走車として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する競走車233車のうち、所有選手から登録更新の申請があった191車に対して競走車登録更新検査を実施し、合格した競走車191車の登録を更新した。(平成23年3月31日満了の3車については、平成23年4月1日付けで登録更新)

登録消除については、競走車254車の登録を消除した。

### (2) 競走車の部品の認定

競走車及び同部品のレースでの使用可否、関係申し合わせ事項等に関し、競走車試験委員会において審議し、レースでの使用の承認及び関係申しあわせ事項等の改正を行った。

また、平成23年4月から全選手統一のフレームで競走を実施するための規定及び基準等の改正を行った。

### (3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

オートレースの公正、安全な競技運営を期するため、部門別に、競走実施法人実務担当者との連絡会議等を次のとおり実施し、開催業務に関する指導を行った。

#### 審判業務

小型自動車競走開催業務及び小型自動車競走の統一的な運営等を図るため、審判長会議を4回開催した。

#### 番組編成業務

番組担当者会議を開催し、各場の番組担当者との意見交換を行うとともに番組編成方法の統一等について検討を行った。

#### 検査業務

各小型自動車競走会の検査実務担当者を対象に、検査関係に関する各小型自動車競走会との連携体制の強化、開催現場の実情把握、意思統一を図るため検査担当者会議を1回開催した。

#### 管理業務

選手の管理業務の適正かつ円滑な実施を図るため、各小型自動車競走会管理員を対象に公正確保を目的とした管理担当者会議を1回開催した。

### (4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

#### 選手の出場あっせん

選手出場あっせん調整基準に基づき、各選手の級別稼働日数を勘案し、次のとおり出場あっせんを行った。

なお、3月12日～3月末迄は東日本大震災の影響で開催が中止となったため、中止分のあっせんについては、平成24年度末までに調整することとした。

S Gレース(スーパースターフェスタを含む)	5節	480名
G レース	14節	1,344名
G レース	10節	960名
普通レース	89節	8,544名
合計	118節	11,328名

#### 選手の級別の決定

期別変更期(6ヶ月間)ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定した。

### (5) 審判員及び選手等の養成及び訓練等

#### 審判員等の養成及び訓練等

##### ア. 養成

審判員志望者10名に対し、審判業務に必要な関係諸法規、審判実務等基本的事項を重点に教育を実施した。

##### イ. 訓練

審判長及び副審判長を対象に、関係法規の正しい理解と審判業務の習熟を図り審判執務体制の強化を図ることを目的に審判員中央訓練を実施した。また、登録審判員全員を対象に審判業務に必要な知識を習得し、審判執務の充実を図ることを主眼として、競走会ごとに審判員地方訓練を実施した。

ウ．審判員の交流及び審判判定研修会

迅速かつ的確な判断を下すとともに、判定実務の統一を図るため、SG開催（日本選手権オートレース、全日本選抜オートレース）に統一審判団を結成し、派遣した。

また、審判実務担当者及び事故防止担当の選手を招集して判定調整会議を実施した。

エ．委嘱検査員に対する研修

競走車の検査及び登録に関する事務委嘱者に対して、事務委嘱の範囲及び申し合わせ事項等について研修を行い、専門知識を深めることによって小型自動車競走の円滑なる実施に資することを目的に研修会を実施した。

選手の養成及び訓練

ア．養成

選手の養成については、オートレース選手養成所において、第31期選手養成所入所試験に合格した20名に対し、公正安全なレース推進の礎となる選手の養成を目的とした教育を平成22年9月から開始した。

イ．訓練

登録選手のうち（社）全日本オートレース選手会の支部役員を対象に公営競技のプロ選手としての自覚並びに社会人としての教養を高め、指導者としての素養の向上を主眼として指導者中央訓練を実施した。また、登録選手を対象に公営競技の選手として必要な教養を高めるとともに併せてプロ精神の向上を主眼として、本年度は船橋、浜松、山陽支部で一般教養訓練（地方訓練）を実施した。

更に、登録選手全員を対象に走行、整備、スタート等の事故防止対策として、選手会支部毎に年4回の特別訓練を実施し、事故防止の徹底を図った。

（6）選手の表彰

特別表彰

年間において優秀な成績を収めた選手に対し、以下のとおり表彰を行った。

賞名	選手名	〇か-所在場
最優秀選手賞	有吉 辰也	飯 塚
優秀選手賞	浦田 信輔	飯 塚

	永井 大介 中村 雅人	船 橋 飯 塚
最優秀新人選手賞	内山 雄介	飯 塚
優秀新人選手賞	広瀬 勝光	川 口
特別賞	永井 大介 (2部門受賞) 岡部 聡 高橋 貢 小林 啓二	船 橋  山 陽 伊勢崎 山 陽

#### 一般表彰

500勝達成 3名

フェアプレー賞 11名

#### (7) 事故防止と公正確保

事故再発防止委員会において、施設、防具、競走車、競走体系等に関連し事故再発防止の観点から幅広く事故防止策の検討を行うとともに、競走の安全確保を図った。特に、本年度は、頸部保護を目的にした試作防具を作成し、衝撃試験を実施し、実用化に向けた取り組みを行った。

また、2年間の競走成績に基づき成績不良の選手に対しては、小型自動車競走登録消除審議委員会を開催して選手登録を消除した。

公正確保の観点から必要な調査及び情報収集を行った。

#### (8) 選手共済制度に対する助成

小型自動車競走法第28条第8号及び小型自動車競走法施行規則第36条第3号の趣旨に基づき、選手共済制度の円滑な実施を図るため、(財)全国小型自動車競走選手共済会が行う選手共済事業に対して、4半期ごとに助成を行った。

#### (9) 新しい競走車の開発研究等

本年度のオートレースエンジン研究会については、日程等の都合で開催出来なかったが、オートレース場の周辺環境に対応し、騒音対策等の更なる環境対策を進めるため、エンジンメーカー(スズキ(株))、(財)オートレース振興協会及び本財団の3団体で今後の方針について協議、検討を行った。

また、管理車制度についての情報収集、調査及び検討を行った。

#### 4 . 交付金の受入れ

小型自動車競走法第20条第1項に基づき、小型自動車競走施行者から同項各号に掲げる交付金の受入れを行った。

また、小型自動車競走法附則第3条第1項に基づき、施行者が前年度に行った事業で特定活性化事業として経済産業大臣の認定を受けた事業の費用について、当該施行者から提出された交付金還付申請書に基づき還付金の支払いを行った。

### 第3部 自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業

#### 1. 平成22年度補助事業

自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業については、平成22年度補助方針に従い、138件、52.9億円の補助金の交付決定を行った。

事業別には、機械工業における構造改革の推進のための事業環境の整備について49件、28.2億円、地域の機械工業と中小機械工業の事業展開の促進について56件、10.2億円、機械工業における循環型経済社会の構築に向けた取組みの促進について12件、3.2億円、機械工業における国際交流の推進について21件、11.3億円の補助金の交付決定をそれぞれ行った。

体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、平成22年度補助方針に従い、573件、74.6億円の補助金の交付決定を行った。

事業別には、体育、医療・公衆衛生、文教・環境等の公益の増進に137件、54.6億円、社会福祉の増進の増進に436件、20.0億円の補助金の交付決定を行った。

まち興し等を目的とする公共性の極めて高い、地域振興に関する事業については、1.7億円を当初補助金予算額として計上したが、該当事業がなかったことから、うち1.5億円を平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対する支援とし、非常災害の復旧及び援護等として日本赤十字社に補助を行うこととした。

なお、非常災害の援護等に関する事業としては、東日本大震災に対する支援として日本赤十字社に当初補助金予算額1.5億円と、地域振興の当初補助金予算額1.7億円のうちの1.5億円をあわせ、災害支援枠を倍増し3.0億円の補助を行うこととした。

また、補助事業者に対して、自己評価書（追加版）の提出を依頼し、補助事業完了時に提出される従来の「事前計画／自己評価書」と併せて、平成22年度補助事業評価に利用することとした。

#### 2. 平成23年度補助事業

##### (1) 補助方針の作成

平成23年度補助事業については以下の点について抜本的な見直しを行い、これを反映した補助方針を作成した。

##### 補助の基準

- ・補助率の明確化 原則として1/2以内とする。
- ・重点分野の明確化 機械振興補助事業  
自転車振興、安全安心、標準化及び公設工業試験研究所支援に限定する。  
公益事業振興補助事業

自転車・モーターサイクル、文教・社会環境のうち特に公益性、重要性の高いもの、国際交流に限定する。

- ・ 補助対象経費・事業 研究員手当は基準を明確化する。  
借室料、海外事務所経費は対象外とする。  
中抜き事業の排除  
高内部留保率（30%超）団体の排除
- ・ その他 補助先の新たな分野として「研究補助」（機械振興補助事業）及び「新世紀未来創造プロジェクト」（公益事業振興補助事業）を設けた。  
補助事業は原則として単年度とする。

#### 募集

- ・ 募集媒体 幅広く、かつ、新規の募集者に働きかける。
- ・ 事前説明会 開催地を多様化し「研究補助」向けの説明会も実施する。

#### 事務の合理化

- ・ 補助要望書のフォーマットを具体化、明確化する。
- ・ 公設工業試験研究所、研究補助（機械振興補助事業）、検診車、福祉車両及び新世紀未来創造プロジェクト（公益事業振興補助事業）は、原則として本財団事務局による書面審査とする。
- ・ 外部有識者の事務的審査への参加。
- ・ 前年度補助事業者にはその事後評価結果と補助要望内容との関係を確認する。

#### 補助事業審査・評価委員会

- ・ 審査時間・方法 回数は年6回を基本とし、少なくとも3回は個別案件審査に充てる。  
個別案件毎に担当委員（主査及び副査）を決め、予めチェックした上で委員会に諮る。  
必要に応じ申請者からのヒアリングを実施する。  
公設工業試験研究所、研究補助（機械振興補助事業）、検診車、福祉車両及び新世紀未来創造プロジェクト（公益事業振興補助事業）の簡易審査案件は、主査副査による事前審査を行わず委員会における審査のみとする。
- ・ 審査・評価体制 委員数を増員する。また、評価の中立性を確保するため、評価を専門に担当する委員を任命する。
- ・ 審査・評価マニュアルを策定する。

#### 事後評価

- ・事後評価様式等 現在の事後評価様式を具体化・明確化し、補助先団体が自己評価を行う。  
成果の効果分析を行い、その後の審査に活用する。  
審査・評価委員会への成果報告は書面だけでなく、実際に発表する機会を設定する。
- ・事後評価者 補助先団体の自己評価に対して、本財団事務局及び外部有識者がまずは「JK A評価」を行う。  
JK A評価に対し、審査・評価委員会主査が評価結果をチェックし委員会に諮り、評価専門委員が評価を統括する。

#### 透明性

- ・補助事業審査・評価委員会 議事概要は可能な限り詳細化して公表する。  
個別案件審査を除き公開する。
- ・補助先団体に対しては、情報公開を求める。
- ・本財団ホームページにおいて、補助方針や規定等を掲載する。また利用事業実績に関するデータを公表する。

### (2) 補助事業の採択

平成23年度補助事業の選定にあたっては、採択に係る透明性をより一層確保するため審査スキームの見直しを行った。

### 3. 過年度補助事業に関する事業

自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業については、平成20年度及び平成21年度に実施された補助事業のうち、事業完了の報告があった補助事業について計138件の確定調査を行い、また、計138件の補助事業について補助金の額を確定した。

体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、平成20年度及び平成21年度に実施された補助事業のうち、事業完了の報告があった補助事業について計568件の確定調査を行い、また、計568件の補助事業について補助金の額を確定した。

なお、平成17年12月24日の閣議決定において「外部監査を強化する」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。」の観点から平成18年度から平成21年度まで行ってきた外部監査法人同行の確定調査については、外部監査法人が補助事業者の作成した「補助事業収支決算報告書」2.支出内訳表(口)月別支出状況と総勘定元帳の当該部分の記載の突合等の経理処理確認業務であり、同法人からの「補助金の額の確定のための調査

業務で合意された「**手続実施結果報告書**」を公表できない契約であることから、外部監査活用の拡充に関しては、新たな視点による補助事業適正性の確保を検討する必要が生じた。しかしながら、平成22年5月に本財団補助事業の交付の仕組み、審査の仕組みに対して行われた内閣府行政刷新会議の事業仕分けの指摘に対処する必要が生じ、適合させる補助事業評価が求められたことから「**JKA補助事業審査・評価に関する見直し**」に基づき、補助事業の成果を含めた評価を新たに付け加えた審査・評価マニュアルを策定するなど、補助事業の適正性確保の仕組みを整備した。

今後は、平成22年度に実施した補助事業の事業評価の新たな手法を含め、本財団補助事業全体の評価に関し、外部有識者による審査・評価委員会を通じ、補助事業の個別案件(10件程度)評価を行うこととした。

また、平成19年度に実施された補助事業のうち、補助金の額が確定した補助事業について計22件の確定後監査を行った。

#### 4 . 補助事業内容の公表及び評価の実施

##### ( 1 ) 補助事業に関する情報公開

本財団の補助事業ホームページ( ring!ring!プロジェクト )において、補助事業計画一覧表及び補助事業の概要や事業成果を公開し、更にホームページの充実を図るため、イベントの開催告知や季刊誌「**べだる**」、月刊誌「**月刊競輪**」、補助事業の紹介動画等、様々なコンテンツを制作し、広く国民に向けて情報発信・情報公開を行った。

また、機械振興補助事業及び公益事業振興補助事業の各5回の審査・評価委員会のうち、個別案件審査に関わらない第1・2回については公開で行い、議事概要を補助事業ホームページにおいて公開した。

##### ( 2 ) 補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業及び公益事業振興補助事業の審査・評価委員会それぞれの委員数を平成21年度の7名から13名に増員し、またそのうち3名を評価専門委員とし、新しい体制で平成23年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

## 第4部 本財団の組織に関する事業

### 1. 組織機能の強化

マーケティング機能・企画立案機能の強化を目的として、4月1日付で、企画グループの改組及び企画・情報発信チームの新設等を行った。また、10月1日付で、補助事業の適正かつ効果的な実施を図るために補助事業グループ及び補助事業評価室を新設するとともに、競輪事業の公正・円滑な運営等を目的として、競輪事業グループ及び競輪選手指導室の改組を行った。

これに加えて、業務の多様化・高度化に対応するため、事業評価に関する資格の取得、競輪審判員研修会の受講等の職員研修を実施した。

### 2. 公益法人制度改革への対応

新たな公益法人制度に対応するため、本財団の実施事業及び財務状況について整理を行う等、新制度移行に向けた準備作業を行った。